

	<p>＜単体では構造計算適合性判定対象外の建物が、全体では同判定対象・評定対象になるために設計期間・審査期間の長期化に繋がっている。＞</p>
<p>②構造計算適合性判定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算適合性判定の対象建築物 ・ 構造関係基準と審査内容 ・ 大臣認定プログラム 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算適合性判定の対象建築物を基準法に規定している建築物の範囲（RC造高さ20m超、S造階数4以上等）に限定することとし、政令・告示への委任によるものは廃止すること <p>＜上記以外の建築物の規模については、確認検査機関等の構造審査技術でも構造判断は十分可能であり、その責任で審査することで、大幅な審査期間の短縮になると考える。特に低層の木造以外の審査の長期化は建築主の建築意欲を削ぐ結果となっているため是非とも改善が必要である。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算適合性判定を確認検査機関で行えるようにすること（構造計算適合性判定機関の独立要件の撤廃） <p>＜構造計算適合性判定機関と確認検査機関等による重複による費用及び審査日数の負担が大きい。構造計算適合性判定を確認検査機関等で行えばこれらは相当程度軽減できる。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算適合性判定の著しいばらつきをなくすため、構造計算適合性判定を含む建築確認審査は、き束行為であることの周知・徹底を図った上、審査した適合性判定員の記名・押印を義務づけること <p>＜構造計算適合性判定は、き束行為が原則の建築確認の範囲内であることを無視し、自らの考え方に固執した判定結果による審査期間長期化を解消するため。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣認定プログラムはほとんど使われておらず、現状の認定プログラム制度は抜本的に見直すべきである <p>＜改正法による認定プログラムは、特殊な条件の建物にしか適用できず、現実的な条件には適用できないため、ほとんど実績がなく、制度がないものと同然である。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法による大臣認定プログラムに加えて、改正前の認定対象になっていた仕様の一貫プログラム（現実的な条件にも対応できるプログラム）も別に大臣認定するように制度を改訂すること <p>＜バグがない前提の現行認定プログラム制度には無理がある。構造計算プログラムはあくまで計算ツールであり、計算結果の妥当性は構造設計者が判断しながら使うものであるが、そのような仕様のソフトは認定の</p>

<p>④(手続きの簡略化とあわせて) 厳罰化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則の強化 ・ 建築士等の処分の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請の簡素化とあわせ中間検査、完了検査の充実を図ること <事前の書面の審査である建築確認手続きを効率化し、その分実体的な質の確保のため、中間検査、完了検査を充実すべきである。> ・ 開設者への罰則や処分の強化等 <手続きの簡素化や建築士等の裁量の拡充を条件に必要と理解するが、建築士への罰則や処分の強化は既に改正法の中で手当てされており、今後は業務に責任を持つ開設者への対応も強化する必要がある。> ・ 一定期間無違反である建築士の過去の処分履歴の軽易なものについては、講習の受講とあわせて抹消するなどの措置も検討すること <悪質でない軽易なものについては、他の免許と同様一定期間経過したものについては、講習の受講とあわせて累積されないなどの措置も必要である。>
<p>(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認制度のあり方 ・ 建築基準のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の関与は実体的な質の確保のために必要な最小限（重要な事項について審査・検査をすることを基本）とし、資格者に裁量と責任を持たせること <建築基準法の詳細な基準や運用手続きが硬直し、民間の技術革新や資格者の創意工夫などの阻害要因となっている。> ・ 法的基準は最小限でわかりやすく、かつ基準の根拠が明確となるように定めることとし、定めるにあたっては実務者の意見も十分尊重すること <基準が詳細でわかりにくく、一般はもちろん設計者の理解も得られにくい。法的基準は最小限にして、しかもその根拠を明確にするなどして、技術革新や創意工夫を誘導すべきである。> ・ 継続的な意見交換の場・システムを設けること <今回、全国の建築士事務所協会を通じて会員事務所に意見を求めたところ、ここに集約したもの以外で多数の不都合を感じている項目が寄せられている。建築士事務所としての業務上の煩雑さの緩和を求めるものも多いが、建築主の経済活動を阻害している内容も数多く寄せられており、これらは一つ一つ丁寧に解決していくべき課題である。改正建築基準法施行後の混乱時期に各都道府県で開催され

<p>・設計、工事監理、施工のあり方</p> <p>・設計者の責任、処分と評価、報酬のあり方</p>	<p>ていた「仮称建築確認円滑化会議」が現在では積極的に開催されていないのが現状であり、このため国土交通省や各都道府県および特定行政庁と設計者団体等が継続的に話し合う場が必要である。></p> <p>・建築物の設計・工事監理は原則、全て建築士に限定すること <建築物の安全性等は、その規模に係わらず求められているため、100㎡以下の木造は誰でも設計・工事監理ができる現行法の穴を埋める必要がある。></p> <p>・業を行うのは建築士事務所であり、その建築士事務所の開設者の責任等を明確化するとともに、管理建築士の権限責任の強化と管理建築士講習の定期的受講（5年毎）を義務化すること <契約・使用者責任を持つ開設者の責任を明確にし、管理建築士が事務所の管理者にふさわしい権限と責任を明確にするとともに、その知識・倫理等を維持していく必要がある。></p> <p>・設計者の責任のあり方を整理するため、設計等を機能的に統括する中心的役割と設計等の事業者を法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること <建築主から依頼を受けて契約責任を果たすのは、建築士個人ではなく建築士事務所又はその開設者であるが、設計等業務の法的責任の多くは建築士個人に集中している。この責任の乖離を解消するためには、設計等を機能的に統括する建築士事務所の中心的役割を法的に位置づけ、多様な組織形態を許容し、それぞれに対応した責務と役割を果たす仕組みを創設する必要がある。このため、資格者法である建築士法とは別に、業を規定する「建築士事務所法」を制定する必要がある。></p> <p>・建築士事務所の建築士事務所協会への加入を義務化すること <建築士事務所協会は、自律的な監督体制による業務の適正化や会員の苦情解決業務への対応義務による消費者保護などを目的に法定化されたが、これらは全ての建築士事務所に適用され、加入が義務化されてはじめて目的が達成される。></p> <p>・報酬基準の実効性確保のための規定の強化（著しく基準より低額な契約は不当廉売の勧告をするなどの措置の検討） <適正な業務執行のためには適正な報酬が必要である。責任と罰則の</p>
--	---

